

犯罪被害者等支援のための仕組み

犯罪被害者等

相談

支援

岡山市犯罪被害者等総合相談窓口

(北区中央福祉事務所内)

連携・協力

関係機関等

- 岡山県
- 岡山県警察
- 岡山地方検察庁
- 岡山弁護士会
- 法テラス
(日本司法支援センター)
- 民間支援団体 等

岡山市関係部署

- 女性が輝くまちづくり推進課
- 人権推進課
- 各区福祉事務所
- こども総合相談所
- こころの健康センター
- 保健所健康づくり課
- 産業振興雇用推進課
- 住宅課
- 教育・指導課 等

生活安全課交通安全防犯室

(犯罪被害者等施策担当課)

* 犯罪被害者等 … 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族であって、市内に居住し、勤務し、又は通学するものという。

市民一人ひとりが被害者の視点に立って理解を深めることが大切です

犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則

- * 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等の軽減及び回復に資するものであって、その被った心身の苦痛、生活上の不利益等の態様その他の事情に応じ、途切れることなく適切に行われるものでなければなりません。
- * 犯罪被害者等の支援は、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、適宜、連携、情報交換等を図って行わなければなりません。

市の責務

- * 犯罪被害者等の支援の実施に関する基本原則に従い、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進していきます。

市民及び事業者の責務

- * 犯罪被害者等の被った心身の苦痛、生活上の不利益等に対する理解不足その他不用意な言動による二次的被害の発生の防止に努めなければなりません。
- * 市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければなりません。

様々な施策で支えていきます

市民及び事業者の理解の増進

- * 犯罪被害者等の置かれている状況及びその支援について市民及び事業者が理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報提供、啓発活動を行います。

保健医療・福祉サービスの提供

- * 犯罪被害者等が心身に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供します。

住居の提供

- * 従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮等を行います。

雇用の安定

- * 事業者に対し、犯罪被害者等についての理解を深めるように働きかけるなどの対応を行います。

民間支援団体に対する支援

- * 犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報提供、助言などを行います。